

さいたま市南区選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用される同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰り下げる。また、期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和8年1月27日

さいたま市南区選挙管理委員会

委員長 永堀 博

<開く時刻>

期日前投票所	繰り下げる時間	変更後の開く時刻
南浦和駅市民の窓口 2階会議室	3時間30分	正午
浦和コミュニティセンター (コムナーレ10階)	2時間30分	午前11時

<閉じる時刻>

期日前投票所	繰り上げる時間	変更後の閉じる時刻
浦和コミュニティセンター (コムナーレ10階)	1時間	午後7時

南区総務課（選挙管理委員会事務局）

告 示 掲 示 期 間

令和8年1月27日～

令和8年2月8日まで